

県立榛名公園榛名ロッジにおける トライアル・サウンディング実施要領

1 目的

群馬県では、官民連携まちづくり基本方針を定め、公共施設・空間の民間活用を積極的に進めています。本実施要領は、この基本方針に基づき、県立榛名公園ロッジにおけるトライアル・サウンディングの実施に関して必要な事項を定めるものです。

トライアル・サウンディングとは、公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用終了後に公共空間の活用可能性や課題をフィードバックし、その後の本公募の条件に反映させることを目的とした市場調査であり、次の効果が期待されます。

民間事業者の効果

立地条件、使い勝手、採算性等を確認することができます。また、民間事業者の意見や考えを一定程度、本公募の条件に反映させることができます。

行政の効果

早い段階で市場性を確認し、課題点などを踏まえた現実的な本公募の条件を検討できます。また、民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。

2 対象施設

(1) 榛名ロッジ

建物の概要	<p>構造：鉄筋コンクリート造，階数：地上1階</p> <p>延床面積：398.76㎡</p> <p>竣工年度：昭和39年度</p> <p>付帯設備：給排水、照明、換気、電気配線、給湯</p> <p>大規模修繕履歴：なし</p> <p>耐震性能：旧耐震基準</p>
駐車場	あり（124台）
都市計画等による制限	県立公園条例による県有公園としての制限があります。
現在の管理運営状況	<p>令和元年度まで食堂として運営</p> <p>令和4年度はカヌーツアー実証事業において、受付・資材置き場として利用</p>
年間利用者数	<p>県立榛名公園ビジターセンター（榛名ロッジ隣接）</p> <p>40,993人/年間（令和3年4～令和4年3月の実績）</p>
利用条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・水上アクティビティによる湖面活用との併用を条件とします。水上アクティビティに関する詳細については、下記を参照してください。 ・建物の一部のみ利用も可能です。 ・飲食物の提供は原則禁止です。 ・光熱水費は、暫定利用者の負担とします。

水上アクティビティに関する詳細条件	
実施形態	ガイド付きツアー
実施時間	午前7時から午後4時まで
利用可能船等	<ul style="list-style-type: none"> ・カヌー、カヤック（非動力のものに限る） ※カヌー、カヤック、パドル、ライフジャケット、その他ツアー実施に必要な物品は暫定利用者自らが用意すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を損なう内容でないこと。 ・既存の事業者の利用等、他の利用者の利用を妨げない内容であること。 ・事故等を未然に防止する措置が講じられかつ、事故発生時に被害を

最小限に抑えるための措置が講じられていること。

- ・ カヌー等を航行できる区域は、榛名山頂地域の利用と自然環境保全協議会（以下、「協議会」という）が定める指定区域内とする。（別紙参照）
- ・ ツアーの実施に際し、カヌー等1隻当たりー1,000円の協力金を協議会へ支払うこと。ただし、ガイドのカヌー等についてはツアー数に限らず、1日1隻とカウントする。

【例】午前 ガイド1隻 ツアー参加者 7隻

午後 ガイド1隻 ツアー参加者 7隻 →15,000円

- ・ 1日のツアーで航行できるカヌー等の数は、ガイドのカヌー等を含めて15隻までとする。
- ・ 霧や強風、荒天時のツアー催行の判断は、協議会管理員の指示に従うこと。
- ・ 提案内容のままツアーを実施するものではなく、具体的な実施内容は、県及び協議会との協議により決定すること。
- ・ 県立公園条例県立公園条例や河川法河川法等の関係の関係法令を遵守すること。
- ・ 建築物、建築物、工作物、構造物を設置することはできない。
- ・ 安全管理については暫定利用者の責任とする。



3 スケジュール

内容	日程
① 暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受付けます。	令和5年3月9日(木) ～令和5年3月22日(水)
② 提案審査 提案内容を審査し、暫定利用者として認定します。	令和5年3月下旬
③ 暫定利用の許可 提案事業に県立公園条例の管理許可を出します。	令和5年4月上旬
④ 暫定利用の実施 右記範囲内の希望の期間で提案事業を実施します。	令和5年4月下旬 ～令和5年11月30日(木)
⑤ ヒアリング調査 今後の参考とするため、対象地の活用可能性等をヒアリングします。	令和5年12月～令和6年1月
⑥ 実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を県に提出します。	暫定利用終了後1か月以内

4 参加要件

暫定利用希望者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 提案書類提出時点で、群馬県の入札参加の制限を受けている者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51条)の関連規定に該当する者
- (5) 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

5 提案要件

(1) 提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① 確実に実施できる内容であること。
- ② 4月下旬から事業を開始し、5月から11月までの間は月8回以上ガイド付きカヌーツアーを実施すること。
(夏期のみや紅葉期のみなどの一時的な実施は認めない。)
- ③ 対象地を利用する利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること。
- ④ 他の利用者の対象地利用を著しく妨げないこと。
- ⑤ 暫定利用にあたって、県の財政負担を求めないこと。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、県が本事業で実施する内容として不適切と判断する行為

(3) 暫定利用期間

令和5年4月下旬から令和5年11月30日（木）

※暫定利用開始日については、協議の上、決定します。

(4) 使用料等の条件

- ① 暫定利用中の使用料（13,800円/m²/年）は免除します。
- ② 提案内容に基づく改修を認め、暫定利用終了後に原状回復を原則とします。
なお、詳細は協議により決定します。
- ③ 提案事業の実施に係る光熱水費は、暫定利用者の負担とします。
また、その他ビジターセンター共有部分（トイレほか）の管理費一部の負担が生じる場合があります。

6 トライアル・サウンディングの手続き

(1) 暫定利用の受付

① 書類提出

暫定利用希望者は、対象地において実施したい提案事業等の内容を記載した提案書類を提出します。下記の受付期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。

- ・提案事業概要書（様式1）
- ・暫定利用希望者の概要（様式2）
- ・誓約書（様式3）

② 受付期間

令和5年3月9日（木）～3月22日（水）

③ 事前相談

提案書類作成のため、事前相談及び現地調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡し、日程調整した上で受付期間内に行うこととします。また、現地調査は、対象地利用者等の利用を妨げない範囲で行うこととします。

(2) 提案審査

提案書類の内容が「5. 提案要件」に合致することを自然環境課及び高崎市榛名支所で審査し、暫定利用者として認定します。なお、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。

暫定利用希望者が複数あり暫定利用の希望期間が重複する場合は、下記の評価項目に基づいて審査し、重複期間中の暫定利用者を一者に認定します。

< 暫定利用期間が重複する場合の評価項目 >

県民・民間・地域“三方よし”を実現する提案内容について、下記の3項目を5段階（1項目：1～5点の5段階、合計15点満点）で評価し、最高評価点の1者を暫定利用者として認定します。

- ① 県民への多様なサービス提供の一助となる提案内容か。
- ② 民間の実施主体に利益が見込まれる持続可能な提案内容か。
- ③ 県立榛名公園周辺の既存事業者との協働により、地域経済の好循環が見込まれる提案内容か。

なお、事業者の所在地が下記の場合には、上記の評価点に加点することとします。

群馬県内の事業者の場合 2点

(3) 暫定利用の許可

暫定利用者は、提案書類の内容に基づき、群馬県立公園条例の県立公園施設管理許可申請書を自然環境課に提出してください。県立公園施設管理許可を得ることで、提案事業が実施できるようになります。

(4) 暫定利用の実施

① 責任及びリスク分担の考え方

告知を含む、提案事業の準備から撤去まで、暫定利用者が責任を持って実施してください。暫定利用に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとしします。

② モニタリング

県及び暫定利用者の双方が合意した場合、提案事業実施中に県がモニタリング調査を行うことがあります。その場合、暫定利用者は当該モニタリング調査に協力することとしします。

③ 提案事業の中止

次に掲げる事項に該当したときは、提案事業を中止することがあります。

ア 提案書類に虚偽の記載が判明した場合

イ 参加要件又は提案要件を満たしていないことが判明した場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、対象地で提案事業を実施することについて県がふさわしくないと判断した場合

(5) 実績報告書の提出

暫定利用終了後1ヶ月以内に、提案事業の実績報告書（様式4）を事務局に提出してください。

(6) ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、ヒアリング調査を行います。

7 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

8 事務局

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1

群馬県 環境森林部 自然環境課 自然公園係

TEL 027-226-2877 FAX 027-243-7702

メールアドレス shizen-koen@pref.gunma.lg.jp

(様式1)

県立榛名公園における
トライアル・サウンディング 提案事業概要書

(1) 提案事業の名称

(2) 暫定利用希望者名

代表事業者	
協力事業者	
有 <input type="checkbox"/>	
無 <input type="checkbox"/>	

(3) 代表事業者連絡先 TEL :
 携帯 :
 FAX :

(4) 提案事業の内容

① 事業内容

② 想定しているターゲット、集客性

③ 対象地の利便性、サービス向上の考え方

④ 地元経済への効果

⑤ 県立榛名公園周辺事業者との協働内容

(5) ロッジ活用方法と利用希望面積

①活用方法

②利用希望面積（必要に応じて図面添付）

(6) 提案事業の告知方法

(7) 希望する暫定利用期間

令和5年 月 日 ～ 令和5年 月 日

(様式2)

県立榛名公園におけるトライアル・サウンディング
暫定利用希望者の概要

事業者名		
所在地		
従業員数	人	
資本金	円	
主たる担当者	職(所属)	氏名・年齢
	法令による資格	経験年数
同種・類似 事業の実績	事業の名称	
	事業の概要	
	事業の名称	
	事業の概要	
	有 <input type="checkbox"/>	
	無 <input type="checkbox"/>	
その他の 特記事項		

※ 2者以上共同で実施する場合は、暫定利用希望者1者当たり1枚作成してください。

※ 経験年数については、当該事業に関係するものとします。

※ 過去10年間の同種、類似の事業実績について記載してください(最大2件)。

(様式3)

令和 年 月 日

群馬県知事 様

所在地
商号又は名称 ⑩
代表者職氏名
電話番号

誓約書

県立榛名公園におけるトライアル・サウンディングについて応募申請するに当たり、以下のことを誓約します。

- 1 県立榛名公園におけるトライアル・サウンディング実施要領に基づき、提案書類を提出します。また、提案書類のすべての記載事項について、事実に基づき記載します。
- 2 提案事業の実施により、県又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を負うこととします。

(様式4)

県立榛名公園におけるトライアル・サウンディング 実績報告書

(1) 事業者名

(2) 提案事業の名称

(3) 実利用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(4) 期間中の利用者数

(5) 期間中の売上

円

(6) 提案事業の実施に要した費用

円

(7) 対象地での事業採算性、安定性、市場ニーズの感触

--

(8) 対象地で事業を本格実施する上での課題

--

(9) 事業者として望ましい事業方式（契約形態、貸付期間）

--

(10) 望ましい貸付料の目安（㎡単価）

円／（時間・日・月）

(11) 対象地の有効活用に必要な行政支援（規制緩和、施設改修、事業に必要な設備等）

--

(12) 対象地で本格利用が公募された場合の参画意向

--

(13) 対象地に限らず今後の官民連携事業全般に対する意見・要望等

--

(14) その他（自由記載）

--